

平成29年度

施政方針



下松市

目 次

はじめに	1
第 1 章 健康福祉	2
1 保健・医療の充実	2
2 多様な福祉の充実	2
3 子育て環境の充実	3
第 2 章 生活環境	4
1 環境保全の推進	4
2 環境衛生の推進	5
3 安全安心の確保	5
第 3 章 都市建設	7
1 計画的な土地利用	7
2 都市基盤の整備	8
3 居住環境の充実	10
第 4 章 産業経済	11
1 農林水産業の振興	11
2 商工業の振興	11
3 観光の振興	12
第 5 章 教育文化	13
1 学校教育の充実	13
2 社会教育の推進	14
3 文化・スポーツの振興	15
第 6 章 地域経営	15
1 協働社会の形成	15
2 人権尊重の推進	16
3 健全な行財政運営	16

はじめに

平成29年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。

わが国の社会経済情勢は、アジア新興国や資源国等の景気下振れ、英国のEU離脱問題や米国新政権による経済への影響が懸念される中、国内では緩やかな回復基調にあるものの、依然として、海外経済の不透明感や金融市場の動向に注視する必要があります。

国では、経済再生や財政健全化の大命題を掲げ、地方では、雇用・景気・経済の好循環や少子高齢化に対応するため、国、地方が連携して、政策課題を共有しつつ、地域創生を進めているところであります。

国税は、比較的改善傾向にあるものの、市税においては、依然として厳しい見通しであり、財政環境の悪化や財源確保へ向けた方策が今後も続くものと予測しております。

このような状況のもと、成熟した時代背景において、市民需要が多様化、高度化、加速化する中、政策実現に向けて、戦略的かつ機能的、柔軟性のある対応が求められています。

本年度は、市長として初めての当初予算編成に臨み、以下、二つの視点を最重点政策として進めてまいります。

第一に、「安全・安心の確保、充実」として、市民の生命と財産を守り、加えて、快適な生活基盤、満足度や付加価値を高める公共サービスの提供をハード・ソフト両面から幅広く施策を進めてまいります。

第二に、「ものづくりのまち」、「賑わいのまち」、「観光のまち」を3本の振興の柱とし、本市に根付く魅力をグレードアップするとともに、市民一人ひとりが持つ「人間力」、「地域力」、「発信力」を限りない経営資源として活用し、市民との協働による「魅力あるまちづくり」を創出してまいります。

本市の目指す日本一のまちづくりのため、「自主・自立」、「身の丈に合った行財政運営」に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を推進するため、以下に掲げた諸施策を積極的に進めてまいります。

第1章 健康福祉

1 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実

平成28年度に策定した「第二次下松市健康増進計画」に基づき、市民の健康づくりを推進します。

がん検診の受診率向上に向け、既存の無料クーポン券事業に加え、胃がん・肺がん検診で40歳時の受診料を無料化します。

国民健康保険は、医療費の適正化や収納率の向上を図るとともに、平成30年度からの県単位化に備え、健全で安定的な事業運営に努めます。

保健事業では、国民健康保険データヘルス計画に基づき、脳ドック・特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止に努めるとともに、健康寿命の延伸を推進します。

2 多様な福祉の充実

(1) 地域福祉体制の充実

「第三次ふくしプランくだまつ」に基づき、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向け、地域福祉の一層の充実を目指します。

社会福祉協議会への運営費助成を行うとともに、制度発足100周年を迎える民生委員・児童委員の活動を支援し、記念事業への助成を行います。

(2) 高齢者福祉・介護の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、新しい総合事業により介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を行います。また、地域ごとに順次協議体を設置し、各地域における生活支援サービスの更なる充実を図ります。認知症カフェを設置し、認知症の人にやさしいまち

づくりを進めるとともに、在宅医療介護連携を推進します。

寝たきりの状態にある高齢者の疾病予防を図るため、市内歯科医療機関の協力を得て訪問歯科検診を行います。

介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所1施設の整備を進めます。また、「第六次くだまつ高齢者プラン」を策定し、平成30年度からの高齢者福祉・介護保険を計画的、総合的に進めます。

(3) 障害者福祉の充実

「第三次下松市新障害者プラン」に基づき、「障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり」の実現に向け、障害福祉サービス等の支援体制の充実や就労支援と雇用の促進、障害者スポーツや文化芸術活動の推進を図ります。

また、障害や障害者に対する理解の促進や障害者に対する権利擁護の取組を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化の推進など、生活環境の向上に努めます。

(4) 老後や低所得者の生活保障

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業及び家計相談支援事業を推進します。

3 子育て環境の充実

(1) 子育て支援の推進

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図ります。

増加する保育ニーズへの対応として、私立保育園及び小規模保育施設各1園の新規開設を支援するとともに、受入体制の整備に努めます。

学童保育については、利用児童数の多い地域の学童保育室の計画的な増設を進めるとともに、受入体制の適正化に努めます。

新たに整備した「下松市児童センター」では、現在の子育て支援セン

ター、ファミリーサポートセンターに加え、新たに一時預かり事業を実施し、更なる子育て支援の拠点として運営します。

母子保健や育児に関する様々な悩みに対応するため、「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談支援を提供します。併せて、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施します。

市民ニーズの高い、商業・コミュニティ施設内での子育て支援として、ザ・モール周南星プラザ内に開設される一時預かり機能を備えた子育て支援センターを支援します。

(2) 幼児教育の充実

新制度による施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども園への移行を推進します。

第2章 生活環境

1 環境保全の推進

(1) 環境負荷の低減

地球温暖化対策実行計画に基づき、省資源、省エネに取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会と連携し、環境負荷低減の意識啓発を図ります。

(2) 環境美化の推進

廃棄物の不法投棄防止のため、定期的に環境パトロールを実施し、早期発見・早期回収に努めます。

野犬対策は、県と合同パトロールを定期的に実施します。

(3) 市営墓地の管理

墓地区画の適正管理のため、現地調査・台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

2 環境衛生の推進

(1) ごみ処理と資源化

家庭ごみ収集運搬業務は、8コースのうち7コースを民間事業者に委託するとともに、平成30年度からの全コース委託及び収集コースの平準化に備えます。

汚れの落ちないプラスチック製容器包装の焼却処分について、7月からの実施に向け、排出変更の周知を図ります。

(2) 下水道の整備と管理

第8次基本実施計画に基づく管渠整備を進め、普及率向上に努めます。

汚水処理は、上地地区、下広石地区、浴地区、^{ちょうきゅう}長久地区、大海町東地区の面整備を行い、人口普及率は86.6パーセントとなる見込みです。

また、管路施設及び宅内排水設備をデータ化するマッピングシステム構築により、施設の適切な管理や住民サービスの向上を図ります。

老朽化対策は、浄化センターの最終沈澱池設備更新工事を行います。

(3) し尿の収集・処理

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、適正なし尿処理体制を維持します。

3 安全安心の確保

(1) 消防体制の充実

救急需要が増加傾向にある中、複雑・多様化する要請に対応するため、救急車保有台数を増強（3台から4台へ）し、救急体制の充実に努めます。

す。

水難事故や豪雨災害等に備え、平成30年度結成を目途に、継続整備中の水難救助体制の充実に努めます。

また、多発する火災や気象災害など、今後、予測される多様な災害に備え、女性分団に軽可搬ポンプを配備し、消防団活動の充実に努めます。

強風時の火気使用等の警戒をはじめ、事故未然防止に係る予防指導や更新時期を迎える住宅用火災警報器等の指導に努めてまいります。

(2) 防災対策の推進

熊本地震、関東・東北豪雨などを踏まえ、地域防災計画を改定するとともに、災害時に業務の混乱を最小限にとどめるため、業務継続計画を策定します。

防災の基本である自助及び共助を推進するため、市総合防災訓練や防災フェスタを実施するとともに、自主防災組織の結成及び活動を支援します。

避難所における良好な生活環境を確保するため、災害用マンホールトイレ整備計画に基づき、下松中央公民館にマンホールトイレを設置します。

また、災害備蓄計画に基づき、備蓄品を整備するとともに、災害時の断水に備え、加圧式給水車を上下水道局に配備します。

地震による被害を最小限に抑えるために木造住宅の耐震診断・改修を支援し、耐震化の促進を図ります。

(3) 治水・治山対策

河川事業は、宮本川、水無川等の準用河川や旧普通河川の改修工事を実施します。

県事業は、切戸川、坂本川、玉鶴川の改修工事、末武川の護岸補強工事が実施されます。土砂災害対策は、二ノ瀬地区及び時宗地区の崩壊対策工事、奥迫地区及び東豊井地区の砂防ダムの建設が実施されます。

浸水対策事業は、公共下水道事業での竹屋川1号支線工事、竹屋川4号幹線工事、竹屋川ポンプ場増設実施設計のほか、庁内連携のもと恋ヶ浜地区及び末武平野の内水氾濫の早期軽減に努めます。

水防活動は、公民館や集会所へ水防機材を配備します。

(4) 防犯・交通安全対策の充実

地域防犯ボランティアの育成及び支援を行い、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪被害者への支援を行います。

防犯灯のLED化を促進します。

防犯対策協議会と連携し、通学路への防犯灯設置や防犯カメラの更新を行い、犯罪や交通事故の起きにくい地域社会づくりを進めます。

交通安全対策は、交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、街路灯の建替改修を実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

(5) 消費生活の向上

市民の相談窓口として、これからも消費生活センターの機能強化や消費者相談業務をさらに充実させるとともに、消費者教育に努めます。

高齢者等の消費者被害の早期発見・拡大防止のため、悪質商法対策連絡協議会を活用し、うそ電話詐欺被害防止の通話録音装置貸与事業を実施します。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

都市計画マスタープランに基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

地籍調査は、河内（字成川）周辺地区の地籍図及び地籍簿の作成等を実施するとともに、河内（字笠松）周辺地区の地元説明会、調査及び測量等を実施します。

（２）市街地整備

中部土地区画整理事業は、平田川橋梁及び玉鶴川橋梁の架橋工事、都市計画道路西市通線の築造工事を行うとともに換地処分の準備作業を進めます。

豊井地区は、地域と協議会を設置し、土地区画整理事業以外の手法も含め、整備方針を検討していきます。

住居表示事業は、中部土地区画整理事業区域及び周辺地域の住居表示の実施に向け、アンケート調査等を実施します。また、既に住居表示を実施した地域の老朽化した住居表示板を順次更新します。

２ 都市基盤の整備

（１）道路網の整備・管理

県道は、徳山下松線の荒神大橋及び切戸大橋の架け替え、瀬越下松線及び笠戸島線の拡幅が実施されます。

都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）は、拡幅事業が進められます。

市道は、西条線改良工事、中央線及び中心市街地の舗装改良工事、平田昭和通りの排水路改良設計を実施します。

都市計画道路大海線は、道路新設へ向けて、平田昭和通りと県道下松鹿野線の区間の用地取得、建物補償等を行います。

橋りょう等は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、久保市通り久保市橋の補修工事を実施します。

維持管理は、道路パトロール及びボランティアへの材料支給など、道路環境の整備に努めます。

(2) 公共交通の確保

地域公共交通網形成計画をマスタープランとして、地域公共交通の活性化に向けた方策を検討します。

県、J R 西日本及び J R 岩徳線沿線市で構成する利用促進委員会に助成し、利用促進に向けた取組を進めます。

また、J R 岩徳線周防久保駅の老朽化したトイレの整備を行います。

(3) 都市交通拠点施設の充実と活用

都市交通拠点施設の利便性・快適性の向上による機能の充実を図るため、J R 下松駅構内及び市道橋上通りにおけるエレベーター設置等のバリアフリー化事業に着手します。

(4) 港湾機能の整備

港湾事業は、徳山下松港の港湾計画に基づき、国際バルク戦略港湾をはじめとする整備が進められます。

海岸高潮対策は、本浦・深淵地区の護岸改良工事が実施されます。

港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が進められます。

(5) 上水道の整備と管理

水道施設の更新と効率化を進め、安全・安心な水道を目指します。

水圧・水量の改善のため生野屋地区、松中町地区及び西市地区に配水管を布設します。

老朽管対策は、万ノ木通り配水管、駅南一丁目配水管、末武下配水管（第2期）、久保市橋添架配水管及び深浦東配水管（第1期）の更新を行います。

耐震化対策は、御屋敷山浄水場急速ろ過池（第4期）及び薬品沈澱池の耐震改修工事を実施します。

3 居住環境の充実

(1) 緑地保全・都市緑化

心豊かな人づくり事業として、しだれ桜の写真コンテスト、カサブランカー鉢コンクール等を開催するとともに、スポーツ公園・米泉湖周辺等に菜の花・ポピー・コスモス等を植栽し、花いっぱいのまちづくりを進めます。

また、平成30年度の緑の基本計画策定へ向けて、緑地の配置方針・保全、緑化推進の施策等を検討します。

(2) 公園の整備と管理

利用者の安全確保のため、遊具・フェンスを改修するとともに、中部土地区画整理事業区域内の切戸川公園を整備します。

また、下松スポーツ公園については、冒険の森幼児用遊具広場の造成、花の広場の園路及び展望台の整備を行います。

温水プールアクアピアこいじは、計画的に点検・補修を実施します。

(3) 都市景観形成

景観計画に基づくまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出・審査等を行います。

(4) 市営住宅の整備と管理

市営住宅長寿命化計画に基づき、生野屋市営住宅の建替工事を進め、併せて既存住宅の長寿命化対策として、改修計画による維持補修工事を実施します。

(5) 空家等対策

下松市空家等対策協議会において下松市空家等対策計画を策定し、計画的に空家対策に取り組みます。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

地産地消推進のため、学校給食での利用促進や生産量の確保、多様な担い手づくりの推進に努めます。

新規就農者に対しての施設整備や園芸農家を助成します。

特産物の生産や環境保全活動に取り組む活動組織への支援を行います。

農業公園は、農山漁村振興交付金事業を活用し、休憩施設等を整備します。

ため池は、切開・浚渫・草刈等を行い、適切な維持・管理に努めます。

有害鳥獣の被害防止は、防護柵の設置や鳥獣被害対策実施隊による駆除活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、森林経営計画に基づき、作業路開設や間伐を実施します。

民有林は、森林施業の地域活動を支援します。

(3) 水産業の振興

水産資源確保のため、たこつぼ投入、種苗放流を行うとともに、^{ないかい}内海地区水産環境整備事業や海洋ゴミの回収処理等、藻場の回復や漁場環境の改善に努めます。

栽培漁業センターは、施設維持工事や新種苗棟建設事業を進めます。

2 商工業の振興

(1) 工業・物流業の振興

産業活性化・企業誘致推進協議会の活動促進、企業アンケートや企業訪問を行うとともに、山口県地域再生計画に基づく企業誘致活動に取り

組みます。

工場誘致奨励制度に基づく工場の設置者に対する奨励措置を行い、事業拡大や新規雇用の拡充に対する支援を行います。

中小企業活性化のため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商業・サービス業の振興

制度融資の利用促進、保証料補給、小規模事業者経営改善資金利子補給などを実施し、中小企業の経営基盤強化に努めるとともに、創業支援事業計画に基づく商工業の活性化を進めます。

商工会議所中小企業相談所に対する助成を拡大し、市内事業者の経営改善を支援・強化します。

市内の消費拡大及び経済の活性化を図るため「プレミアム付商品券」を発行し、消費購買力の強化、販売促進による市内経済循環の創出等、景気対策の支援に努めます。

(3) 雇用対策と勤労者福祉

勤労者総合福祉センターの利用促進や中小企業の勤労者諸団体へ助成し、勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上に努めます。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業・交流機会の確保・生きがい対策の充実に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

3 観光の振興

(1) 観光拠点の充実と観光産業の振興

国民宿舎大城グランドオープンを契機に交流人口の増加を図るため、県道笠戸島線の園地防護柵設置、家族旅行村の施設改修等を行い、観光環境の整備拡充に努めるとともに、ハイキングコースの看板設置助成、

米川ハイキングコースマップの制作、周南広域観光連携推進協議会との連携等、本市の観光振興に鋭意取り組みます。

観光を産業と位置付け「観光立市」の合言葉のもと、「下松へ人々を引き付ける、魅力あるまちづくり」を推進するため、観光の目指すべき方向性と実現に向けた取組を示す「下松市観光振興ビジョン」を策定します。

観光協会等と連携した“元気づくり”くだまつ総踊り等の観光イベントへの支援や、くだまつ観光・産業交流センターによる各種情報の発信、イベント運営、下松フィルム・コミッションの活動について助成するとともに、観光宣伝の活動業務に取り組み、情報発信と知名度の向上に努めます。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

学校施設の耐震化として、下松小学校校舎改築工事を実施します。

豊井小学校第1校舎の外部改修工事、公集小学校第1校舎の床改修工事、下松中学校プールフェンスの改修工事を行うなど、学校施設の環境整備を図ります。

(2) 小・中学校教育の推進

次代を担う児童生徒が確かな学力と豊かな心を身につけ、健やかな体で夢や希望を持って未来を切り拓いていけるよう、コミュニティ・スクールの取組を充実させ、社会総がかりで児童生徒の学びや育ちを支援する教育環境づくりに努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育が展開されるよう、教員補助員を配置して支援の充実を図ります。

国際教育は、外国語指導助手による小中学生の指導や中学生の海外語学研修を実施するなど、グローバル化に対応した英語教育を推進します。

学校給食は、平成29年度から給食費公会計化を図るとともに、学校や給食センターと連携し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、中学校給食センターは給食配送車3台を更新します。

2 社会教育の推進

(1) 青少年の健全育成

中学生のボランティア活動を支援・推進するため、学校や地域と連携し、健全育成の環境づくりに努めます。

安全・安心な子どもの居場所づくりの一環として、下松・豊井小、久保・東陽小、花岡小、公集小、中村小校区において放課後子ども教室を開設します。

(2) 生涯学習施設の充実

ほしらんどくだまつは、多目的複合施設の利点を活かし、市民の生涯学習活動の充実を図ります。

図書館は、蔵書の充実や魅力ある行事の開催により、市民に親しまれる施設を目指すとともに、郷土資料デジタルアーカイブを活用して、地域の情報拠点としての機能強化を図ります。

スターピアくだまつは、大規模改修に着手するとともに、経年劣化に対応した施設改修等を計画的に進めます。

また、建替えが必要である公民館の整備計画に着手します。

(3) 生涯学習の推進

公民館活動への支援により学習団体の育成に努めるほか、出前講座や生涯学習情報コーナーを活用した生涯学習機会の拡充を図ります。

3 文化・スポーツの振興

(1) 文化の振興と文化財保護

吹奏楽のつどいや市民美術展覧会の開催、自主的な文化活動・行事の支援など、市民文化の向上を図ります。

文化財愛護意識の啓発、指定文化財の適切な保存・管理を行い、貴重な文化財の保護に努めます。

下松市郷土資料展示収蔵施設「島の学び舎」は、笠戸島をはじめ本市の歴史、民俗、文化財等に関する資料を保存、展示し、郷土の歴史や文化に対する市民の意識啓発を図ります。

(2) スポーツの推進

施設整備として、スポーツ公園総合グラウンドの一部改修工事を行うとともに、スポーツ公園体育館の大型得点盤システムを更新します。

老朽化した市民武道館は、体育協会や利用団体と今後の建物のあり方についての協議を進めます。

(3) 多様な交流の展開

笑い・花・童謡を柱とする心豊かな人づくり事業として、笑顔の写真コンテストや童謡フェスタなどを開催し、心の交流による笑顔あふれるまちづくりの推進に努めます。

7月第4日曜日の「くだまつ親子の日」を定着させるため、様々な分野や世代を対象とした企画事業や啓発活動を展開します。

第6章 地域経営

1 協働社会の形成

(1) 市民と行政の情報共有化

外国人、障害者及び高齢者に利用しやすい情報伝達を行うため、多言

語、自動音声読み上げ、テキスト拡大表示などに対応した市広報「潮騒」の電子配信を行います。

(2) 市民参加と協働の推進

市民憲章サポーターの募集を行い、サポーター事業を中心とした幅広い世代への働きかけにより、市民との協働を進めます。

(3) コミュニティの形成

自治会をはじめとするコミュニティ組織の充実のため、自治会活動助成制度を通し、地域に根ざした活動を支援します。

また、災害時の一時避難場所と想定される地区集会所等の空調設備等の費用を一部助成します。

2 人権尊重の推進

(1) 人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係諸団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

(2) 男女共同参画の推進

「第四次下松市男女共同参画プラン」に基づき、性別にとらわれることなく、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指します。併せて、配偶者等からの暴力の防止、被害者の支援に努めるため、婦人相談員を配置します。

また、次期プラン策定に向けて、市民の男女共同参画に関する意識と実態把握のための調査を実施します。

3 健全な行財政運営

(1) 地域経営としての行政運営

「第四次行財政改革推進計画」を推進し、自主・自立の行政運営に努

めます。

職員研修の拡充や組織の見直しを行い、人材・組織の質の向上を図ります。

庁舎管理は、防災監視盤改修や議会棟カーペット更新を行うとともに旧消防庁舎解体後の跡地利用については、駐車場等の整備を進めます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図るとともに、下松タウンセンター屋外ステージ屋根を設置し、賑わいの創出を進めます。

(2) 健全な財政運営

自主・自立の行財政運営を目指し、行財政改革を継続的に進めます。

後期基本計画や地方創生総合戦略に基づいた時代に即応した各種施策を、「選択と集中」の視点から進めます。

新たな公会計制度の導入を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に沿った市有財産等の見える化や公共施設の適正配置等を進めます。

遊休市有地の売却やふるさと納税制度の活用など、多様な自主財源の確保に努めるとともに、収納率の向上のため、滞納処分の強化や納税環境の整備を進めます。

以上、平成29年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成29年2月16日

下松市長 國 井 益 雄